

静岡県告示第115号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年2月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大河内森線	周智郡森町問詰字半蔵 1113 番の 6	令和2年2月28日